# 国民保護に関する埼玉県計画 資料編(案)

平成17年9月 埼 玉 県

# 目 次

1	•	実施体制	
	1	各機関の担当部所、連絡方法、主な措置ついて	1
		市町村	1
		消防	6
		指定行政機関	7
		指定地方行政機関	8
		指定公共機関	1 4
		指定地方公共機関	2 4
		指定地方行政機関及び指定公共機関の連絡先は、それぞれの国民保護計画及	び国民保護業
		務計画で明らかになるため、災害時の窓口または代表番号を記入している。	
2		避難	
	1	避難施設の数、面積、収容人員について	2 8
3	•	救援	
	1	物資及び医薬品の備蓄状況について	3 0
		県内の備蓄状況	3 0
		県の備蓄状況	3 1
		各市町村の備蓄状況	3 2
	2	県内の災害拠点病院・救急救命センター・感染症指定	
		医療機関一覧	3 6
	3	県内に所在する血液センター一覧	3 6
	4	救援の程度、方法(厚生労働省告示第343号)	3 7
	5	県内火葬場一覧	4 2
	6	公用令書の様式	4 3
		収用	4 3
		保管	4 4
		使用	4 5
		取消	4 6
		公用令書文書台帳	4 7
	7	安否情報関係様式	5 1
		安否情報報告書樣式	5 1
		安否情報照会書様式	5 2
		安否情報回答書様式	5 3

-

4	. Ji	む急措置	
	1	生活関連等施設、危険物質等の定義	5 4
		生活関連等施設の定義	5 4
		危険物質等の定義	5 5
	2	危険物等取扱者に対する措置について	5 7
	3	生活関連等施設、危険物質等の状況	
	(	国からの情報提供後追加 )	
		県内の生活関連等施設数	
		発電所及び変電所一覧	
		ガス施設一覧	
		水道施設一覧	
		鉄道・軌道施設一覧	
		電気通信施設一覧	
		放送局一覧	
		ダム一覧	
		- 消防法上の危険物取扱施設数(消防本部別)	
		- 消防法上の危険物取扱施設数(規模・種類別)	
		- 給油取引所の数(消防本部別)	
		毒物・劇物取扱施設数	
		火薬類取扱施設数	
		高圧ガス取扱施設数	
		毒薬・劇薬取扱施設数	
		核燃料物質取扱施設数	
		核原料物質取扱施設数	
		放射性同位元素取扱施設数	
		事業用電気工作物内の高圧ガス	
		生物剤・毒素取扱施設数	
		毒性物質取扱施設数	
	4	核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧	5 9
	5	緊急消防援助隊 受援のフローについて	6 0
	6	被災情報の報告様式	6 1

-

# 市町村の担当部所、連絡方法、主な措置について

	勤務時間内					
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス	
市町村名	<u></u> 勤務時間外					
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス	
さいたま市	総務課	048-829-1083		048-829-1983	somu@city.saitama.jp	
	消防局警備部司令課 さいたま市司令センター	048-833-5000				
川越市	防災課	049-224-8811	2241	049-225-2895	bosai@city.kawagoe.saitama.jp	
	当直室	049-224-8811				
熊谷市	庶務課	048-524-1111	234	048-525-9051	sho_shomu@city.kumagaya.saitama.jp	
	警備室	048-524-1111				
川口市	政策審議室	048-258-1110	2121	048-257-1008	040.02000@city.kawaguchi.saitama.jp	
	警備室(守衛室)	048-258-0262				
行田市	秘書人事室	048-556-1111	312	048-554-0199	seisaku@city.gyoda.saitama.jp	
	当直室	048-556-1111				
秩父市	庶務課	0494-22-2211	222	0494-22-1363	syomu@city.chichibu.saitama.jp	
	警備室	0494-22-2211				
所沢市	政策企画課	042-998-9027		042-994-0706	a9027@city.tokorozawa.saitama.jp	
ı	警備室	04-2998-1111				
飯能市	防災交通課	0429-73-2111	179	0429-74-6737	bosai@city.hanno.saitama.jp	
Í	警備室	042-973-2111				
加須市	総務課	0480-62-1111	333	0480-62-5981	somu@city.kazo.saitama.jp	
	   警備室	0480-62-1111				
本庄市	総務課	0495-25-1111		0495-21-8499	soumu@city.honjo.saitama.jp	
1,2-1	   警備室	0495-25-1111				
東松山市	総務課	0493-23-2221		0493-24-6123	k-ichinose@city.higashimatsuyama.saitama.jp	
	警備室	0493-23-2221				
春日部市	政策課	048-736-1111	3052	048-734-3846	seisaku@city.kasukabe.saitama.jp	
	警備室	048-736-1111				
狭山市	企画課	042-953-1111	7132	042-953-2677	kikaku@city.sayama.saitama.jp	
	狭山市消防本部 通信指令課	04-2953-7111				
羽生市	庶務課	048-561-1121	230	048-563-2322	shomu@city.hanyu.saitama.jp	
	消防本部	048-565-1919				
鴻巣市	経営政策課	048-541-1321		048-542-9819	m0816@city.kounosu.saitama.jp	
	当直室	048-541-1321				
深谷市	政策推進課	048-574-8096		048-574-6665	seisaku@city.fukaya.saitama.jp	
	警備室	048-571-1211				
上尾市	庶務課	048-775-4963		048-775-9819	ageocity4f@mtj.biglobe.ne.jp	
	警備室	048-775-5111				
草加市	市長室	048-922-0151		048-928-1138	kikikanri@leaf.ocn.ne.jp	
	当直室	048-922-0151				
越谷市	庶務課	048-963-9130		048-965-6433	10030100@city.koshigaya.saitama.jp	
		048-964-2111				
蕨市	総務課	048-433-7705		048-433-7722	soumu@city.warabi.saitama.jp	
1	 警備室	048-432-3200				
	総合政策室	048-441-1800	436	048-432-8521	toda@gc5-saitama.or.jp	
戸田市						

	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
市町村名	勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
入間市	企画課	042-964-1111	3135	042-964-1013	kikaku@city.iruma.saitama.jp
	警備室	04-2964-1111			
鳩ヶ谷市	庶務課	048-280-1111	2222	048-285-1105	shomuka-shomuhouki@city.hatogaya.saitama.jp
	警備室	048-280-1111			
朝霞市	企画課	048-463-3089		048-467-0770	kikaku@city.asaka.saitama.jp
	警備室	048-463-1111			
志木市	政策審議室	048-473-1111	2214	048-474-4384	seisaku@city.shiki.saitama.jp
	警備室	048-473-1111			
和光市	政策課	048-464-1111	2328	048-464-1234	seisakuka@city.wako.saitama.jp
	当直室	048-464-1111			
新座市	企画課	048-477-1782		048-479-2226	kikaku@city.niiza.saitama.jp
	当直室	048-477-1111	当直室 内1035 守衛室 内2061		
桶川市	政策審議室	048-786-3211	1293	048-786-9866	seisaku@city.okegawa.lg.jp
	警備室	048-786-3211			
久喜市	市民生活課	0480-22-1111	2365	0480-22-3319	shiminseikatsu@kuki-city.jp
	警備室	0480-22-1111			
北本市	地域振興課	048-591-1111	231	048-592-5997	a02800@city.kitamoto.saitama.jp
	警備室	048-591-1111			
八潮市	総務人事課	048-996-2111		048-995-7367	cityoffice@city.yashio.saitama.jp
	個人	個人			
富士見市	庶務課	049-251-2711	225	049-254-2000	soumu@city.fujimi.saitama.jp
	警備室	049-251-2711			
上福岡市	企画調整室	049-261-2611	345	049-266-6245	kikaku@kamifukuoka-city.jp
	個人	個人			
三郷市	庶務課	048-953-1111	4491	048-953-1135	shomu@city.misato.saitama.jp
	警備室	048-953-1111			
蓮田市	庶務課	048-768-3111	219	048-765-1700	shomu@city.hasuda.saitama.jp
	警備室	048-768-3111			
坂戸市	庶務課	049-283-1331	213	049-283-3903	info@city-sakado.com
	警備室	049-283-1302 着信専用			
幸手市	市民生活課	0480-43-1111	596	0480-44-0257	seikatu@city.satte.saitama.jp
	幸手市消防署 司令室	0480-42-9119			
鶴ヶ島市	総務課	049-271-1111	354	049-271-1190	k_oshinari@city.tsurugashima.saitama.jp
	警備室	049-271-1111			
日高市	総務課	0429-89-2111	2226	0429-89-2316	soumu@city.hidaka.saitama.jp
	警備室	042-989-2111			
吉川市	市民安全課	048-982-9471		048-982-9401	shiminanzen@city.yoshikawa.lg.jp
	警備室	048-982-5111			
	企画調整課	048-722-2111	2215	048-721-2136	ina@town.ina.saitama.jp
-	警備室	048-721-2111			,
吹上町	総務課	048-548-1211	260	048-549-1082	info@po.town.fukiage.saitama.jp
	当直室	048-548-1211			
大井町	企画財政課	049-261-2811	216	049-269-2039	K0001@town.oi.saitama.jp
	警備室	049-261-2811			

	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
市町村名	<u></u> 勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
三芳町	総務課	049-258-0019	403	049-274-1055	soumu@town.miyoshi.saitama.jp
	個人	個人			
毛呂山町	総務課	049-295-2112	317	049-295-0771	soumu@town.moroyama.saitama.jp
	当直室	049-295-2112			
越生町	総務課	049-292-3121	215	049-292-5400	webmaster@town.ogose.saitama.jp
	警備室	049-292-5311			
滑川町	総務政策課	0493-56-2211		0493-56-2448	gonda-1@town.namegawa.saitama.jp
	警備室	0493-56-2211			
嵐山町	総務課	0493-62-2150		0493-62-5935	soumu01@town.ranzan.saitama.jp
	警備室	0493-62-2150 当直室 土·日·祝 8:30~17:00 警備室 平日 17:00~8:30			
小川町	総務課	0493-72-1221	215	0493-74-2920	ogawa102@town.ogawa.saitama.jp
	警備室	0493-56-2111			
都幾川村	総務課	0493-65-1535		0493-65-3629	gen00100@vill.tokigawa.saitama.jp
	当直室	0493-65-1535			
玉川村	総務課	0493-65-1521	213	0493-65-3631	soumu@vill.tamagawa.saitama.jp
	当直室	0493-65-1521			
川島町	総務課	049-297-1811	17	049-297-6058	Kawajima@alpha.ocn.ne.jp
	個人	個人			
吉見町	総務課	0493-54-1511	212	0493-54-4200	info@town.yoshimi.saitama.jp
	警備室	0493-54-1511			
鳩山町	総務課	049-296-1211	211	049-296-2594	webmaster@town.hatoyama.saitama.jp
	当直室	049-296-1211			
横瀬町	自治交流課	0494-25-0112		0494-23-9349	kouryu@town.yokoze.saitama.jp
	個人	個人			
皆野町	総務課	0494-62-1230	202	0494-62-2791	somu-syo@town.minano.saitama.jp
	個人	個人			
長瀞町	総務課	0494-66-3111	212	0494-66-1964	soumu@town.nagatoro.saitama.jp
	個人	個人			
小鹿野町	総務課	0494-75-1221		0494-75-2819	soumu@town.ogano.saitama.jp
	富士警備保障	0494-23-5771 役場 0494-75-1221			
両神村	総務課	0494-79-1122		0494-79-1200	somu@vill.ryokami.saitama.jp
	個人	個人			
東秩父村	総務課	0493-82-1226		0493-82-1562	0147@vill.higashichichibu.saitama.jp
	当直室	0493-82-1221			
美里町	総務課	0495-76-1111	18	0495-76-0909	somu@town.misato.saitama.jp
	総務課	090-9003-7765			
児玉町	環境防災課	0495-72-1331	241	0495-72-4216	a339@town.kodama.lg.jp
	個人	個人			
神川町	総務課	0495-77-2111		0495-77-3915	kamikawa@peach.ocn.ne.jp
	個人	個人			
神泉村	総務課	0274-52-3271	10	0274-52-2848	soumu@vill.kamiizumi.saitama.jp
	当直室	0274-52-3271			

	勤務時間内					
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス	
市町村名	勤務時間外					
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス	
上里町	総務課	0495-35-1221	3222	0495-33-2429	soumu@town.kamisato.lg.jp	
	警備室	0495-35-1221				
大里町	総務課	0493-39-0311	58	0493-39-3410	somu@town.osato.saitama.jp	
	個人	個人				
江南町	総務課	048-536-1521	311	048-536-2272	webmaster@town.konan.saitama.jp	
	個人	個人				
妻沼町	企画総務課	048-588-1321		048-588-5598	info@town.menuma.saitama.jp	
	警備室	048-588-1321				
<b>岡部町</b>	総務課	048-585-2211	222	048-585-0165	katoh283@town.okabe.saitama.jp	
	宿直室(警備室)	048-588-1321				
川本町	総務課	048-583-2781	353	048-583-2794	zoumu-3@town.kawamoto.saitama.jp	
	個人	個人				
花園町	総務課	048-584-1121		048-584-0929	soumu@town.hanazono.saitama.jp	
	個人	個人				
寄居町	総務課	048-581-2126		048-581-5100	soumu@town.yorii.saitama.jp	
	警備室	048-581-2121				
騎西町	総務課	0480-73-1111	232	0480-73-0153	s0230@town.kisai.saitama.jp	
	個人	個人				
南河原村	総務政策課	048-557-0001	10	048-557-3279	v.minami@violin.ocn.ne.jp	
	個人	個人				
川里町	総務課	048-569-1111		048-569-1184	somu@town.kawasato.saitama.jp	
	個人	個人				
化川辺町	総務課	0280-62-2111	14	0280-62-3464	soumu@town.kitakawabe.saitama.jp	
	個人	個人				
大利根町	総務課	0480-72-1111		0480-72-6195	ootone@mve.biglobe.ne.jp	
	個人	個人				
宮代町	生活環境課	0480-34-1111		0480-34-7820	seikatsu@town.miyashiro.saitama.jp	
	警備室	0480-34-1111				
<b>白岡町</b>	庶務課	0480-92-1111		0480-93-0118	syomu@town.shiraoka.saitama.jp	
	警備室	0480-92-1111				
菖蒲町	総務課	0480-85-1111	230	0485-85-1806	somuka@38.town.shobu.saitama.jp	
	警備室	0480-85-1111				
栗橋町	総務課	0480-53-1111	321	0480-52-6027	soumu@town.kurihashi.saitama.jp	
	当直室(休日昼間)	0480-53-1111 (休日夜間) 個人				
嘗宮町	庶務課	0480-58-1111		0480-58-2020	shomu@town.washimiya.saitama.jp	
	当直室警備室	0480-58-1111				
<b>沙戸町</b>	住民参加推進課	0480-33-1599		0480-36-3229	juuminsanka@town.sugito.saitama.jp	
	消防本部 司令室	0480-33-0119				
公伏町	総務課	048-991-1895		048-991-7681	ishikawa1351@town.matsubushi.saitama.jp	
	警備室	048-991-1900				
 主和町	総務課	048-746-1111	222	048-746-4797	somu@town.showa.saitama.jp	
· -	個人	個人				

# 市 町村の主な措置 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実地、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

# 消防の担当部所、連絡方法、主な措置について

機関·団体名		電話番号	FAX
さいたま市消防局	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-1231	048-833-1237
川口市消防本部	川口市芝下2 - 1 - 1	048-261-3119	048-261-5955
行田市消防本部	行田市和田4389-1	048-556-3005	048-556-8151
所沢市消防本部	所沢市けやき台1 - 13 - 11	042-924-1311	042-924-5186
春日部市消防本部	春日部市谷原新田2097-1	048-738-3111	048-735-1536
狭山市消防本部	狭山市上奥富1172	042-953-7111	042-953-6680
羽生市消防本部	羽生市藤井下組990-1	048-565-1919	048-565-1177
上尾市消防本部	上尾市上尾村537	048-775-1311	048-775-2230
草加市消防本部	草加市神明2-2-2	048-924-2111	048-928-8338
越谷市消防本部	越谷市大澤2-10-15	048-974-0101	048-977-1199
蕨市消防本部	蕨市錦町5-1-22	048-441-0119	048-441-0187
戸田市消防本部	戸田市新曽1875-1	048-420-2119	048-444-2118
入間市消防本部	入間市小谷田581	042-962-7255	042-965-2741
鳩ヶ谷市消防本部	鳩ケ谷市坂下町4-3-14	048-281-2020	048-286-3711
八潮市消防本部	八潮市中央1 - 2 - 4	048-996-0134	048-997-1300
三郷市消防本部	三郷市幸房1155	048-952-1215	048-952-5568
蓮田市消防本部	蓮田市閏戸178-1	048-768-1109	048-769-4502
幸手市消防本部	幸手市東4 - 5 - 10	0480-42-9119	0480-42-9117
伊奈町消防本部	伊奈町小室4885	048-722-8111	048-722-8088
白岡町消防本部	白岡町寺塚162	0480-92-1800	0480-93-2099
杉戸町消防本部	杉戸町堤根4750-1	0480-33-0119	0480-33-7771
庄和町消防本部	庄和町金崎914	048-746-5080	048-746-5110
朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼1 - 2 - 27	048-460-0119	048-463-0493
寄居地区消防本部	花園町小前田537	048-584-3210	048-584-4878
久喜地区消防組合 消防本部	久喜市上早見396	0480-21-0119	0480-23-1542
秩父消防本部	秩父市下宮地町10-25	0494-21-0119	0480-23-1542
入間東部地区 消防組合消防本部	大井町苗間1 - 13 - 28	0492-61-6000	0492-61-4395
吉川松伏消防本部	吉川市会野谷481	048-982-3931	048-981-7150
児玉郡市広域 消防本部	児玉町蛭川915-1	0495-72-4654	0495-72-7631
熊谷地区消防組合 消防本部	熊谷市原島675-1	048-522-9999	048-521-1207
坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部	坂戸市鎌倉町16 - 16	049-281-3119	049-284-9900
比企広域消防本部	東松山市上野本1300-1	0493-23-2266	0493-22-3905
川越地区消防組合 消防本部	川越市神明町48-4	049-222-0700	049-225-2564
加須地区消防組合 消防本部	加須市大門町19-62	0480-61-1012	0480-61-0242
埼玉県央広域 消防本部	鴻巣市箕田1638-1	048-597-2002	048-597-3716
西入間広域消防組合消防本部	毛呂山町岩井2451	049-294-5775	049-294-5745
深谷地区消防本部	深谷市本住町12-2	048-571-0900	048-571-5898
埼玉西部広域消防本部	飯能市小久保291	0429-73-9119	0429-74-7228

	消防の主な措置
1 救	<b>(急医療体制の整備</b>
	:活関連等施設、危険物質等の管理体制の充実
3 避	難誘導の実施
4 救	(急救助の実施
5 被	3災者の捜索

# 指定行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

指定行政機関	担当課室	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
内閣官房	内閣官房副長官補付 国民保護運用班	千代田区永田町1 - 6 - 1	03-5253-2111		
内閣府	政策統括官付 参事官付	千代田区永田町1 - 6 - 1	03-5253-2111		
国家公安委員 会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 2	03-3581-0141		
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 2	03-3581-0141		
防衛庁	運用局運用課	新宿区市ヶ谷本村町5 - 1	03-3268-3111		
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市ヶ谷本村町5 - 1	03-3268-3111		
金融庁	総務企画局 総務課	千代田区霞ヶ関3 - 1 - 1	03-3506-6000		
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 2	03-5253-5111		
消防庁	国民保護室 国民保護運用室	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 2	03-5253-5111		
法務省	大臣官房秘書課	千代田区霞ヶ関1 - 1 - 1	03-3580-4111		
公安調査庁	調査第二部 第一課	千代田区霞ヶ関1 - 1 - 1			
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞ヶ関2 - 2 - 1	03-3580-3311		
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞ヶ関3 - 1 - 1	03-3581-4111		
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞ヶ関3 - 1 - 1	03-3581-4161		
文部科学省	大臣官房 施設企画課	千代田区丸の内2 - 5 - 1	03-3581-4211		
文化庁	連絡先は文部科学省と 同様	千代田区丸の内2 - 5 - 1	03-3581-4211		
厚生労働省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2	03-5253-1111		
農林水産省	総合食糧局 食糧企画課	千代田区霞ヶ関1 - 2 - 1	03-3502-8111		
林野庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞ヶ関1 - 2 - 1	03-3502-8111		
水産庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞ヶ関1 - 2 - 1	03-3502-8111		
経済産業省	連絡先は原子力安全・ 保安院と同様	千代田区霞ヶ関1 - 3 - 1	03-3501-1511		
資源エネルギー 庁	総合政策課	千代田区霞ヶ関1 - 3 - 1	03-3501-1511		
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞ヶ関1 - 3 - 1	03-3501-1511		
原子力安全·保 安院	企画調整課	千代田区霞ヶ関1 - 3 - 1	03-3501-1511		
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 3	03-5253-8111		
国土地理院	連絡先は国土交通省と 同様	茨城県つ〈ば市北郷1番	0298-64-4568		
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341		
海上保安庁	総務部 国際·危機管理官	千代田区霞ヶ関2 - 1 - 3	03-3591-6361		
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2	03-3581-3351		

# 指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

		堇			
   指定地方行政機関等	   所在地		担当課室	電話番号	内線番号
3472 673 (3777)2177	·// = 5	堇	放務時間外 「一一一一一一一	T	
			対応窓口	電話番号	内線番号
関東管区警察局	さいたま市大宮区北袋町1 - 21 -		広域調整第2課	048-600-6000	5532
	2		当直	048-600-6000	2070
東京防衛施設局	さいたま市中央区新都心2 - 1			048-600-1800	
米尔切镇加拉内	さいたま新都心合同庁舎2号館				内線番号 5532 2070 3013 3013 2070 2070
関東総合通信局	千代田区大手町2 - 3 - 2	監視員室     03-3243-8003       総務課     048-600-1111     3013       おい1 - 1 庁舎1号館     合同庁舎一号館     048-601-1241			
<b>另</b> 不能口应 [2]			監視員室	03-3243-8003	内線番号 5532 2070 3013 3013 2070 2070
関東財務局	さいたま市中央区新都心1 - 1		総務課	048-600-1111	3013
ניונני נא <i>י</i> אנאן	さいたま新都心合同庁舎1号館		合同庁舎一号館 防災センター	048-601-1341	
東京税関本関	江東区青海2-56			03-3599-6214	
SISS VIDION FIRM					
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心1-1			048-740-0711	
NAME OF LIST	さいたま新都心合同庁舎1号館		現業室	048-521-0058	
埼玉労働局	さいたま市中央区新都心11 - 2		総務課	048-600-6200	
J J [20]  J	CV (COCID T ) CE 351 AIR CV				
関東農政局	さいたま市中央区新都心2 - 1		農産課	048-600-0600	
KINING BAIL	さいたま新都心合同庁舎2号館		農産課	048-740-0026	
関東森林管理局	前橋市岩神町4-16-25			027-231-2535	
	note by the state of the state		当直	048-600-6000	2070
(関東森林管理局	江東区東陽町6-1-42		企画調整室	03-3699-2529	
東京事務所)	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		守衛室	03-3699-2508	

直通番号	FAX	メールアドレス	十九世里
			主な措置
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
合同庁舎一号館			1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡
防災センター	048-601-1341		4 警察通信の確保及び統制
			1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
03-3243-8668			1 電気通信事業者·放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の 規律に関すること
指導課長	090-3400-5883		3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
048-600-1078			1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立ち会い
			1 輸入物資の通関手続き
			1 救援等に係る情報の収集及び提供
048-600-6200			-1 被災者の雇用対策
048-740-0026			1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
			1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
			1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

	勤務時間内 担当課室		勤務時間内				
±15, c→ ±1, c→ ∠ = ⊤6, ±46, 88, 55.			担当課室	電話番号	内線番号		
指定地方行政機関等	所在地	勤					
			対応窓口	電話番号	内線番号		
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心1 - 1		総務企画部 総務課	048-600-1200			
	さいたま新都心合同庁舎1号館		総務企画部 総務課	048-600-0213			
(関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心1 - 1		指導課	048-600-0433			
関東支部)	さいたま新都心合同庁舎1号館		指導課長	090-3400-5883	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心2 - 1		企画部企画課	048-600-1329			
大  小心力を開口	さいたま新都心合同庁舎2号館		企画部企画課	048-600-1329			
関東運輸局	横浜市中区北仲通5 - 57 横浜第2合同庁舎			045-211-7204			
天  小庄+时门							
(関東運輸局埼玉陸運支局)	さいたま市西区大字中釘2154- 2		総務課	048-624-1835			
() () () () () () () () () () () () () (			整備課	048-624-6981			
東京航空局	千代田区九段南1 - 1 - 15			03-5275-9292			
<b>大八加工门</b>	九段第二合同庁舎		部隊当直指令	048-460-1711	3610		
(東京航空局	大田区羽田空港3-3-1		総務課	03-5757-3000			
東京空港事務所)			空港保安防災課	03-5756-1540	守衛室		
(東京航空交通管制部)	所沢市並木1 - 12			04-2992-1181			
東京管区気象台	      千代田区大手町1 - 3 - 4			03-3212-8341			
NAVE CONT	十八田区八手町 -3-4		監視員室	03-3243-8003			
(熊谷地方気象台)	熊谷市桜町1-6-10		技術課	048-521-0058			
(WH LOND VISKH)	WITH INTERPRETATION OF THE PROPERTY OF THE PRO		現業室	048-521-0058			

直通番号	FAX	メールアドレス	
			- 主な措置
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
048-600-0213			1 救援物資の円滑な供給の確保
			2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 危険物等の保全
			4 被災中小企業の振興
048-600-0433			
046-600-0433			─ 1 鉱山における災害時の応急対策
			· Madie of the state of the sta
			1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整
			3 港湾施設の応急復旧
			1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
			1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
			1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
03-5756-1510			1 飛行場使用に関する連絡調整
			2 航空機の航行の安全確保
03-3699-2508			
			1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
			- 1 気象状況の把握及び情報の提供
048-521-0058			
総務企画部総務 課			─ 1 気象状況の把握及び情報の提供
048-600-0213			

# 資料1-1-

		勤務時間内			
指定地方行政機関等	66. <del>7</del> +#	所在地 勤務時間外		内線番号	
<b>有足地刀11以機則守</b>					
			対応窓口	電話番号	内線番号
陸上自衛隊	さいたま市北区日進1 - 40 - 7	→ 第3科長 ~5		048-663-4241 ~5	435 ~ 439
第32普通科連隊	CV1/C&1  北区口座   - 4 V - /		部隊当直指令	048-663-4241	402
航空自衛隊	狭山市稲荷山2-3	運		04-2953-6131	2233
中部航空方面隊	张山山相村山2 - 3	中空司令部当直 幕僚 04-2953-6131 22			2204
海上自衛隊	神奈川県横須賀市西逸見町1	防衛部長または第 3幕僚室長 046-822-3500 22		2213 2224	
横須賀地方総監部			オペレーション室 当直幕僚	046-822-3503	2310

資料1-1-

直通番号	FAX	メールアドレス	 
			1 土は相重
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
-	内線440	_	
_	-	-	
_	内線2269	_	
-	_	_	
-	内線2541	_	
-	内線2310	_	

# 指定公共機関(県内関係分)の担当部所、連絡方法、主な措置について

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
	独立行政法人水資源機構	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	
	首都高速道路公団	100-8930	千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル	
	日本道路公団	100-8979	千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング	
45	阪神高速道路公団	541-0056	大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル10・11・12階	
公共的施設	本州四国連絡橋公団	651-0088	兵庫県神戸市中央区 小野柄通4-1-22 ア-パンエ-ス三宮ビル内	
政	関西国際空港株式会社	549-8501	大阪府泉佐野市 泉州空港北1番地 関西国際空港会社LI	
	中部国際空港株式会社	479-8701	愛知県常滑市セントレア1-1	
	成田国際空港株式会社	282-8601	成田市成田国際空港内	
	核燃料サイクル開発機構	319-1184	茨城県那珂郡東海村村松4-49	
	東京電力株式会社	100-8560	千代田区内幸町1-1-3	
電気	電源開発株式会社	104-8165	中央区銀座6-15-1	
	日本原子力発電株式会社	101-0053	千代田区神田美土代町1-1	
ガス	東京瓦斯株式会社	105-8527	港区海岸1-5-20	
	ジェイアール九州バス株式会社	812-0043	福岡市博多区堅粕2-22-2	
	ジェイアール四国バス株式会社	760-0011	香川県高松市浜/町8-33	
	ジェイエール東海バス株式会社	454-0828	名古屋市中川区小本3-103	
バス	ジェイアールバス関東株式会社	151-8578	渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル12階	
	ジェイアールバス東北株式会社	980-0022	仙台市青葉区五橋1-1-1	
	ジェイ・アール北海道バス株式会社	060-0906	札幌市東区北6条東3丁目3-20	
	中国ジェイアールバス株式会社		広島市南区松原町1-6	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	-
048-600-6500				
03-3502-7311				1
00 0002 7011				-
02 2500 0444				<del> </del>
03-3506-0111				-
				<u> </u>
06-6252-8121				
078-291-1000		078-291-1363		4 **r÷1 • ****
				- 1 施設の管理
0724-55-2082				1
				-
0569-38-7777				1
0309-36-7777				-
				-
0476-34-5400				_
				1
029-282-1122				
03-4216-1111				
03-3546-2211		03-3546-9532		†
00 00 10 22 11				- 1 電気の安定的な供給
02 4445 5400				4
03-4415-5400				-
03-5400-7515				 
092-642-8121			koe@jrkbus.co.jp_	
087-825-1717		087-825-1654		1
052-354-3811				†
002-004-0011				-
				-
03-5334-0860				1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
				4   水合の建区の唯体
022-266-9642				
011-753-2315		011-741-7595		1
				1
082-261-1268				†
552 201-1200				1

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
	西日本ジェイアールバス(株)	554-8510	大阪市此花区北港1-3-23	
	小田急パス(株)	182-8567	調布市仙川町2-19-5	
	神奈川中央交通(株)		平塚市八重咲町6-18	
	近鉄バス(株)		大阪市小阪1-7-1 小阪第5近鉄ビル4階	
	京王電鉄バス(株)	183-0055	府中市府中町1-9	
	京成バス(株)	131-8555	墨田区押上1-10-3	
	京阪パス(株)		京都市南区東九条南石田町5	
	京浜急行バス(株)		港区高輪2-20-20	
バ	東急バス(株)	153-8518	目黒区大橋1-5-3	
ス	東都観光バス(株)	171-0021	豊島区西池袋5-13-13	
	南海バス(株)	590-0985	堺市戎島町3-22-1	
	日本交通(株)		大阪市西区新町3-14-13	
	阪急バス(株)	561 - 8561	豊中市庄内西町5-1-24	
	三重交通(株)	514-8635	津市中央1-1	
	名阪近鉄バス(株)		名古屋市中村区名駅3-13-26	
	国際興業株式会社		中央区八重洲2-10-3	
	西武パス株式会社	359-8520	所沢市〈すのき台1-11-2	
	東武バスセントラル株式会社		足立区伊輿本町2-9-2	
	エアーニッポン(株)	105-7137	港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
航空	(株)ジャルエクスプレス		大阪府池田市空港2-2-5	
	(株)日本航空インターナショナル		品川区東品川2-4-11	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	- - 主な措置
= +	7.0/4/57/2014/5			工は相旦
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
06-6466-9990			info@nishinihonjrbus.co.jp	  -
03-5313-8211				
0463-22-8800				†
				-
				+
06-6618-5301				_
042-352-3700			dentetsu@keio-bus.com	
03-3621-2418		03-3621-2408		†
				-
				-
075-682-2310				
03-3280-9177				
03-5458-0109		03-5458-2021		†
00 0100 0100		00 0100 2021		-
				1 避難住民の運送   2 旅客の運送の確保
03-3987-2401		03-3982-4486		2    旅各の運送の帷保
072-2210881		072-221-1037		
06-6531-0661				1
00 000 000 0				-
				+
06-6866-3112				_
059-229-5511		059-228-1841	somu@sanco.co.jp	
052-541-4902		052-581-8402		1
				-
03-3273-1118				†
03-32/3-1116				-
				1
04-2926-3602				
03-3586-7371				
				1
03-6735-5411		03-6735-5481		
00 0100-0411		00 0100-0401		-
				-
06-6857-7375				1 避難住民の運送
				2 旅客の運送の確保
03-5460-3121				
				1
				1

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
	(株)日本航空ジャパン		品川区東品川2-4-11	
航	スカイネットアジア航空(株)	880-0912	宮崎市大字赤江字飛江田148	
	スカイマークエアラインズ(株)		港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア12階	
空	全日本空輸(株)	105-7133	港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
	日本トランスオーシャン航空(株)	900-0027	那覇市山下町3-24	
	北海道国際航空(株)		札幌市中央区北1条西2-9 オーク札幌ビル8階	
	東日本旅客鉄道株式会社		渋谷区代々木2-2-2	
	西武鉄道株式会社	359-8520	所沢市〈すのき台1-11-2	
	東武鉄道株式会社	131-8522	墨田区押上1-1-2	
	東京地下鉄株式会社	110-8614	台東区東上野3-19-6	
	日本貨物鉄道株式会社	102-0072	千代田区飯田橋3-13-1	
	北海道旅客鉄道株式会社	060-8644	札幌市中央区北1条西15-1-1	
	四国旅客鉄道株式会社	760-8580	香川県高松市浜/町8-33	
鉄道	九州旅客鉄道株式会社	810-0012	福岡市博多区博多駅中央街1-1	
	東海旅客鉄道(株)	450-6101	名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ	
	西日本旅客鉄道(株)	530-8341	大阪市北区芝田2-4-24	
	小田急電鉄(株)	160-8309	新宿区西新宿1-8-3	
	近畿日本鉄道(株)		大阪市天王寺区上本町6-1-55	
	京王電鉄(株)	206-8502	多摩市関戸1-9-1	
	京成電鉄(株)	131-8555	墨田区押上1-10-3	
	京阪電気鉄道(株)	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	- - 主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
03-5460-3121	との他系态圧和ル	I AX	7 707 100	
03-3400-3121				
				1
0985-55-2200		0985-55-2211	info@skynetasia.co.jp	
03-5402-0707				
				1 避難住民の運送
03-6735-1000		03-6735-1005		2 旅客の運送の確保
000 057 0440		000 057 0000		
098-857-2112		098-857-9396		
011-252-5533		011-252-5580		
03-5334-1111				
042-926-2035				
042-926-2035				
03-3621-5061				
03-3837-7041				
03-3239-9111				1
03-3239-9111				
				1
011-700-5710				
0878-25-1622				
092-474-0747				1 海難分尺の演送孔が取名物姿の演送
				1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客お及び貨物の運送の確保
050 504 0000				-
052-564-2338				
				1
06-6375-8934				
03-3349-2301				
				1
06-6775-3444				†
33.70 0117				
040.00=				1
042-337-3209				
03-3621-2242				
06-6944-2549				1

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
	京浜急行電鉄(株)	108-8625	港区高輪2-20-20	対応窓口
	相模鉄道(株)	220-0004	横浜市西区北幸2-9-14	
	東京急行電鉄(株)	150-8511	渋谷区南平台町5-6	
鉄	名古屋鉄道(株)	450-8501	名古屋市中村区名駅1-2-4	
<b>鉄</b> 道	南海電気鉄道(株)	542-8503	大阪市中央区難波5-1-60	
	西日本鉄道(株)	810-8570	福岡市中央区天神1-11-17	
	阪急電鉄(株)	530-8389	大阪市北区芝田1-16-1	
	阪神電気鉄道(株)	553-8553	大阪市福島区海老江1-1-24	
	佐川急便株式会社		京都市南区上烏羽角田町68	
	西濃運輸株式会社	503-0853	岐阜県大垣市田口町1	
陸運	日本通運株式会社	105-8322	港区東新橋1-9-3	
	福山通運株式会社	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	
	ヤマト運輸株式会社	104-8125	中央区銀座2-16-10	
	日本電信電話株式会社	100-8116	千代田区大手町2-3-1	
	東日本電信電話株式会社	160-0023	新宿区西新宿3-19-2	
毒	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	100-8019	千代田区内幸町1-1-6	
電気通信	KDD:株式会社	102-8460	千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー	
	日本テレコム株式会社	105-7316	港区東新橋1-9-1	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100-6150	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	
	ボーダフォン株式会社	105-6205	港区愛宕2-5-1	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置	
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス		
03-3280-9150					
045-319-2052					
03-3477-6111					
052-571-2111					
				─   1 避難住民の運送及び緊急物資の運送	
06-6644-7121				2 旅客お及び貨物の運送の確保	
092-734-1552					
				_	
06-6373-5092				_	
06-6457-2123				+	
00 0101 2120				_	
075-604-2255		075-661-1660			
070 004 2200		070 001 1000		_	
0584-81-1111				_	
0304-01-1111				_	
03-6251-1111				1 緊急物資の運送 	
03-6251-1111				_	
004 004 0444				_	
084-924-2114				_	
03-3541-3411				1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保	
				2 吴初0年20年1	
03-3244-6831					
03-5359-5111		03-5359-1221			
03-3500-8111					
				│ │ 1 避難施設における電話その他の通信	
				設備の臨時の設置における協力 ──2 通信の確保	
				3 国民保護措置の実施に必要な通信の   一優先的取扱	
				18% / UH J 44 X J/X	
03-5156-1111					
				1	

# 資料1-1-

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
	日本放送協会	150-8001	渋谷区神南2-2-1	
	株式会社テレビ朝日	106-8001	港区六本木6-9-1	
	株式会社テレビ東京	105-8012	港区虎/門4-3-12	
	株式会社東京放送	107-8006	港区赤坂5-3-6	
放	株式会社フジテレビジョン	137-8088	港区台場2-4-8	
送	日本テレビ放送網株式会社	105-7444	港区東新橋1-6-1	
	株式会社ティ・ピー・エス・ラジオ・ アンド・コミュニケーションズ	107-8001	港区赤坂5-3-6	
	株式会社日経ラジオ社	107-8373	港区赤坂1-9-15	
	株式会社ニッポン放送	105-7444	港区東新橋1-6-1	
	株式会社文化放送	160-8002	新宿区若葉1-5	
医	独立行政法人国立病院機構	152-8621	目黒区東が丘2-5-21	
療	日本赤十字社	105-8521	港区大門1-1-3	
	日本銀行		中央区日本橋本石町2-1-1	
	日本郵政公社	100-8798	千代田区霞が関1-3-2	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
 電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	_
03-3465-1111	ての心気心を	1700	7 707 1 070	
03-6406-1111				+
00 0100 1111				
03-3432-1212				_
03-3432-1212				_
				_
03-3746-1111				
03-5500-8888				│ │1 警報の内容の放送
				│ (警報の解除を含む) ├ 2 避難の指示の内容の放送
03-6215-1111				(避難の指示の解除を含む) 3 緊急通報の内容の放送
				3 系忌地報の内谷の放送
03-3746-1111				
03-3583-8151				
03-6215-4444				
03-3357-1111				1
03-5712-5050				
30 07 12 0000				_ 1 医療の確保
03-3438-1311				1 救援への協力
00-0400-1011				- 2 外国人の安否情報の収集、整理及び
00 0070 4444				回答   1 銀行券の発行並びに通過及び金融の   1
03-3279-1111				調節 
				秩序の維持
03-3504-4411				- 

# 指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

種別	指定地方公共機関	所 在 地
	入間ガス株式会社	入間市高倉3 - 5 - 7
	角栄ガス株式会社	川越市伊勢原町2-14-4
	埼玉ガス株式会社	深谷市伊勢方395-1
	坂戸ガス株式会社	坂戸市末広町3-5
	幸手都市ガス株式会社	幸手市上吉羽字天神74
	松栄ガス株式会社	東松山市小松原町17-9
	庄和都市ガス株式会社	北葛飾郡庄和町金崎471
	新日本瓦斯株式会社	北本市古市場1 - 5
ガス	西武ガス株式会社	飯能市双柳373-15
73.7	大東ガス株式会社	入間郡三芳町藤久保字西1081
	秩父ガス株式会社	秩父市上町3-6-20
	東彩ガス株式会社	春日部市大場202
	日高都市ガス株式会社	日高市下鹿山字笠蓋473
	武州瓦斯株式会社	川越市田町32-13
	本庄ガス株式会社	本庄市銀座3-4-21
	武蔵野瓦斯株式会社	狭山市入間川1-16-30
	鷲宮ガス株式会社	北葛飾郡鷲宮町上内100
	社団法人埼玉県エルピーガス協会	さいたま市浦和区高砂1 - 2 - 1 - 410
	朝日自動車株式会社	越谷市袋山1119
	川越観光バス株式会社	比企郡滑川町羽尾3897-3
バス	国際十王バス株式会社	熊谷市新島263-1
	西武観光バス株式会社	所沢市〈すのき台1 - 11 - 2
	東武バスウエスト株式会社	さいたま市北区吉野町2 - 212
	社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2 - 2 - 15
航空	本田航空株式会社	比企郡川島町出丸下郷53-1

勤務時間内			
──担当課室 勤務時間外	電話番号	FAX	主な措置
対応窓口	電話番号	FAX	
総務部	04-2964-1571	04-2964-1575	   1.ガスの安定的な供給
供給事業部	03-3481-2071	03-3481-2074	
供給部	048-571-1335	048-572-7921	
供給部	049-284-9000		
	0480-42-4311		
総務部	0493-23-7151	0493-24-4995	
製造供給課	048-746-8062		
北本製造所	048-592-2411	048-590-3033	
工務部 供給課	042-973-2768	042-972-3753	
供給部	049-259-1111	049-259-1108	
供給部	0494-22-2134	0494-23-8531	
供給部 保安グループ	048-735-5777	048-735-5408	
	042-989-4041		
供給管理グループ	049-241-9602	049-247-0780	
総務部	0495-24-2341	0495-24-6142	
総務部	049-294-0227	049-295-2291	
	048-58-1301		
	048-823-2020	048-823-2021	
	048-978-5021		1.避難住民の運送
管理部	0493-56-2001	0493-56-2171	2.旅客の運送の確保
	048-521-3560	048-521-3216	
	04-2926-3535	04-2926-3556	
運輸統括部	048-667-6270		
	048-824-5539	048-831-5416	
総務課	0492-99-1111		1.避難住民の運送
			2.旅客の運送の確保

資料1-1-

種別	指定地方公共機関	所 在 地
	埼玉高速鉄道株式会社	さいたま市緑区大門字宮下3888
鉄道	埼玉新都市交通株式会社	北足立郡伊奈町小室288
	秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町1 - 1
	株式会社神田運送	戸田市笹目6 - 24 - 10
	株式会社木島陸運	熊谷市佐谷田489-1
	熊谷通運株式会社	熊谷市筑波3 - 193
	株式会社小林運輸	越谷市大杉909
陸運	株式会社埼玉急送社	さいたま市大宮区寿能町1‐127
	西武通運株式会社	狭山市入間川1-1-54
	トーエイ物流株式会社	南埼玉郡菖蒲町三箇379
	東上通運株式会社	川越市脇田本町15 - 13
	社団法人埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1 - 299 - 3
放送	株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常磐6 - 36 - 4
	株式会社FM NACK5	さいたま市浦和区常磐4 - 16 - 2
	社団法人埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3 - 5 - 1
医療	社団法人埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ケ谷4 - 2 - 65
	社団法人埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里3 - 3 - 8

資料1-1-

生1.20円土日日 十			
勤務時間内	高红亚口	FAV	
担当課室 勤務時間外	電話番号	FAX	主な措置
	電話番号	ΕΛV	
対応窓口		FAX	
総務部総務課	048-878-6854	048-878-6858	」   1.避難住民の運送
ΛΛ 25 ±0 ΛΛ 25±0	242 =22 4224	0.40 -00 4000	1. 歴報に氏の達と
総務部総務課	048-722-1221	048-722-1220	2.1版日0是20版外
\			
運転課	048-523-3822	048-526-0551	
管理部	048 449 1150	048 449 1151	
			1.緊急物資の運送   2.貨物の運送の確保
	048 527 3344	048 527 0007	│ ℓ、貝初の理区の唯体 │
総務部	048 522 5131	048 524 2622	
営業部	048 975 2759	048 977 4633	
	048 641 3931	048 645 8210	
	042 954 2121	042 952 4490	
	048085 5300	048085 5147	
経営企画部 企画課	049 242 3930	049 242 3849	
	048 645 2771	048 644 8080	
	048-824-3131		
			1.警報の内容の放送(警報の解除を含む。)
	048-822-0795	048-831-3366	2.避難の指示の内容の放送(避難の指示の解除)
	2.0 022 0700	1.5 55. 5500	3.緊急通報の内容の放送
 総務課	048-824-2611	048-822-8515	
WC-373 HVV	0.10 02.1 2011	5.5 CLL CO10	1.医療の確保
	048-829-2323	048-829-2376	
	0 10 020 2020	0.00 020 2070	
	048-824-8122	048-833-8426	
	0-10 02-1 0122	0-0 000 0-20	
			1

## 避難施設の数、面積、収容人員

市町村名	避難施設数	屋内面積	屋外面積	屋内収容人員	屋外収容人員
県全体	~ XENORXXX	<u> </u>			<u> </u>
「デェル」 (さいたま市を除く)	2,791	6,717,382	40,787,797	2,017,187	18,421,113
(Cいによりで)が()	2,191	0,717,302	40,101,191	2,017,107	10,421,113
川越市	87	488,380	1,452,977	142,600	436,900
熊谷市	105	313,739	2,832,812		1,416,377
川口市	289	591,041	2,589,927		1,291,631
行田市	64	42,695	734,475		363,500
秩父市	46	130,874	4,503,339		2,231,846
所沢市	64	61,174	1,074,373		357,620
飯能市	58	75,852	373,306		67,830
加須市	40	34,829	370,731	17,406	185,361
本庄市	38	148,162	503,187		195,558
東松山市	29	150,515	626,622		310,650
春日部市	63	318,881	868,942		344,891
狭山市	46	279,648	1,127,718		554,083
羽生市	74	80,027	893,580		440,676
鴻巣市	38	30,253	648,851	12,321	324,415
深谷市	99	42,060	737,470		368,735
上尾市	60	261,783	1,676,817		838,399
草加市	53	70,163	350,705		175,343
越谷市	106	79,967	1,607,768		795,050
蕨市	25	82,875	290,867		95,821
戸田市	32	34,785	217,071	17,387	108,530
入間市	42	437,155	986,065		179,302
鳩ヶ谷市	42	22,121	280,230		140,102
朝霞市	31	124,601	272,534		129,461
志木市	19	14,603	135,018		67,505
和光市	28	83,681	337,157		67,105
新座市	28	32,720	281,154		140,571
桶川市	19	102,800	447,206		206,599
久喜市	31	38,367	504,044		252,028
北本市	27	130,721	419,944		202,449
八潮市	34	29,988	527,091		239,382
富士見市	29	152,338	199,057	69,231	90,473
上福岡市	12	81,534	222,433		111,215
三郷市	35	156,813	585,464	76,285	289,530
蓮田市	30	22,227	438,267	9,767	141,059
坂戸市	54	53,683	509,223	14,056	58,551
幸手市	30	42,437	648,254	21,223	324,130
鶴ヶ島市	26	119,018	337,106		168,549
日高市	28	98,486	571,915	15,800	282,197
吉川市	40	93,399	641,952	46,692	320,966
伊奈町	16	26,095	401,827	9,329	200,911
吹上町	33	55,768	133,545		27,310
大井町	17	28,938	170,794	8,100	76,317
三芳町	9	40,177	114,130		54,000
毛呂山町	15	10,970	150,072		0
越生町	11	6,547	57,690		14,140
滑川町	11	8,797	129,825		64,910
嵐山町	24	33,257	304,592		100,631
小川町	25	43,318	214,125		91,295
都幾川村	23	12,081	45,358		22,674
玉川村	20	14,865	106,973	4,650	49,482

資料2-1

市町村名	避難施設数	屋内面積	屋外面積	屋内収容人員	屋外収容人員
川島町	11	49,211	182,064	8,700	85,390
吉見町	21	47,002	1,018,972	8,420	509,481
鳩山町	9	10,066	143,919	2,730	71,957
横瀬町	17	20,383	141,470	22,611	37,977
皆野町	18	33,124	158,488	5,070	72,517
長瀞町	18	23,969	26,695	4,515	3,500
小鹿野町	26	48,600	76,732	6,010	32,848
両神村	22	15,271	128,632	2,500	41,598
東秩父村	15	11,547	59,388	3,059	29,693
美里町	12	19,616	73,211	6,405	36,604
児玉町	31	74,888	321,449	9,080	143,188
神川町	15	23,631	153,775	3,600	76,883
神泉村	23	13,407	89,336	1,430	44,661
上里町	27	51,009	161,866	17,500	53,570
大里町	17	20,396	97,109	10,197	48,552
江南町	9	21,663	93,942	1,700	46,969
妻沼町	22	62,497	399,831	29,000	191,832
岡部町	18	28,655	210,210	8,494	105,102
川本町	6	23,745	81,585	4,500	40,792
花園町	9	14,591	163,406	2,350	65,702
寄居町	21	66,117	364,652	27,200	182,319
騎西町	36	52,593	348,105	15,923	174,042
南河原村	5	5,760	38,924	3,650	19,461
川里町	12	17,722	168,337	5,420	84,165
北川辺町	12	37,554	151,857	15,921	72,756
大利根町	19	22,820	176,020	11,510	88,007
宮代町	26	17,251	187,105	10,350	93,550
白岡町	19	77,706	349,617	38,849	174,805
菖蒲町	20	47,726	272,110	23,858	136,049
栗橋町	12	52,207	179,588	26,099	89,789
鷲宮町	12	67,247	136,548	30,409	68,271
杉戸町	18	86,196	402,308	21,543	201,149
松伏町	16	61,887	174,754	8,730	87,374
庄和町	12	56,117	401,208	15,000	194,500
<参考> 但し、」	地域防災計画上	の避難施設			
さいたま市	245	1,610,478	2,657,540	267,560	1,328,727

さいたま市 245 1,610,478 2,657,540 267,560 1,328,727

収容人員については、市町村毎に算出方法が異なるため参考値として掲載している。

# 県の備蓄状況

平成17年4月1日現在

### 食糧品

IX 1± HH	主		食				
		乾パン	アルファ米	乾燥がゆ	クラッカー	ほ乳瓶	備考
	(食)	(食)	(食)	(食)	(食)	(セット)	
越谷防災基地	51,956	44,416	700	2,500	4,340	200	調製粉乳について
新座防災基地	311,952	266,472	4,200	15,000	26,280	400	は、県内4社と
秩父防災基地	103,982	88,832	1,400	5,000	8,750	200	1,500kgの備蓄供給
中央防災基地	302,056	266,636	1,200	8,000	26,220	400	業務委託契約を締
熊谷防災基地	259,990	222,080	3,500	12,500	21,910	400	結している。
埼玉スタジアム2002	72,704	72,704	0	0	0	600	
さいたまスーパーアリーナ	63,104	63,104	0	0	0	200	
防災拠点校(38校)	384,256	384,256	0	0	0	0	
計	1,550,000	1,408,500	11,000	43,000	87,500	2,400	Ī

### 生活必需品

<u> </u>									
	毛布	下 着	タオル	〈つ下	ローソク	簡易食器	子供用おむつ	大人用おむつ	生理用品
	(枚)	(組)	(枚)	(足)	(本)	(セット)	(枚)	(枚)	(枚)
越谷防災基地	600	2,600	1,000	0	2,000	50	768	720	7,600
新座防災基地	3,480	5,720	1,500	0	3,908	150	5,799	4,500	47,600
秩父防災基地	1,246	2,438	1,000	0	400	50	1,632	1,500	15,600
中央防災基地	1,572	1,500	1,500	4,000	2,300	4,200	2,063	500	0
熊谷防災基地	3,000	2,800	0	1,000	2,000	1,000	3,936	3,780	37,200
埼玉スタジアム2002	3,000	3,000	3,000	0	1,800	0	2,784	0	74,000
さいたまスーパーアリーナ	7,000	7,000	7,000	0	0	0	3,072	0	4,800
防災拠点校(38校)	38,000	38,000	38,000	0	19,000	0	0	0	0
計	57,898	63,058	53,000	5,000	31,408	5,450	20,054	11,000	186,800

	せっけん	トイレットペーパー	吏い捨てトイし	簡易トイレ	仮設トイレ	懐中電灯
	(個)	(ロール)	(枚)	(個)	(台)	(個)
越谷防災基地	500	576	6,200	500	22	25
新座防災基地	3,000	9,600	25,000	600	20	50
秩父防災基地	1,000	1,152	12,500	200	10	25
中央防災基地	8,700	6,096	25,000	600	10	52
熊谷防災基地	2,400	2,976	14,600	600	11	48
埼玉スタジアム2002	0	0	41,700	0	0	0
さいたまスーパーアリーナ	0	0	0	0	0	0
防災拠点校(38校)	0	0	0	0	0	0
計	15,600	20,400	125,000	2,500	73	200

### 医薬品

_ // ##	医療セット	アクリノール液	希3-ドチンキ	脱脂綿	ガーゼ	包 帯	三角巾	油紙	備考
	(セット)	(本)	(本)	(個)	(個)	(個)	(枚)	(枚)	MH '5
越谷防災基地	2	720	200	640	1,000	900	300	1,600	・県立病院…総合リハビリテーションセンター
新座防災基地	2	2,400	800	2,560	2,500	2,400	2,700	9,500	循環器・呼吸器病センター、
秩父防災基地	0	360	200	320	500	300	300	500	がんセンター、小児医療センター
中央防災基地	6	2,400	800	2,560	3,000	2,700	2,400	5,600	精神保健総合センター
熊谷防災基地	0	1,560	600	1,920	1,500	1,800	2,400	5,000	・緊急医薬品等医療セットの内容
災害対策本部支部(14)	28	0	0	0	0	0	0	0	聴診器、血圧計、注射器、蘇生器
県立病院(5)	5	0	0	0	0	0	0	0	抗生物質、局所麻酔薬等
埼玉スタジアム2002	0	120	100	160	250	300	300	250	· その他、7社10営業所と3万人分の
さいたまスーパーアリーナ	0	120	100	160	250	300	300	250	備蓄供給業務委託契約を締結。
計	43	7,680	2,800	8,320	9,000	8,700	8,700	22,700	

### 防災用資機材

	ろ水機	発動発電機	エアーテント	投光器	ブルーシート	移動式炊飯器	ストレッチャー	担架ベッド	車椅子	自転車
	(台)	(台)	(台)	(式)	(枚)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
越谷防災基地	8	2	2	12	230	3	3	8	4	3
新座防災基地	5	17	3	12	1,370	3	5	11	4	3
秩父防災基地	3	10	2	12	460	2	3	8	4	3
中央防災基地	9	27	4	12	980	3	5	12	4	22
熊谷防災基地	5	16	1	12	100	3	5	9	4	5
計	30	72	12	60	3,140	14	21	48	20	36

# 県内の備蓄状況

平成17年4月1日現在

### 食 糧 品

			主	食		
	乾パン	米・アルファ米	缶詰主食	インスタント麺類	その他主食	計
	食	食	食	食	食	食
県	1,408,500	11,000			130,500	1,550,000
市町村	1,641,681	1,119,117	162,641	7,318	212,893	3,143,650
計	3,050,181	1,130,117	162,641	7,318	343,393	4,693,650

	子供	用品	
	調整粉乳	ほ乳瓶	備 考
	キログラム	本	
県		2,400	県は、調製粉乳に関
市町村	3,375	19,634	し、1,500Kgの業務委託
計	3,375	22,034	契約を締結している。

		飲			
	貯水槽	耐震性貯水槽	その他	計	備 考
	基	立法メートル	立法メートル	立法メートル	
県				462,400	県は、県企業局の各浄
市町村	189	15,187	53,150	68,337	水場と中継ポンプ場で
計	189	15,187	53,150	530,737	備蓄している。

### 生活必需品

	毛布	下着	タオル	靴下	簡易食器	はし	せっけん	ローソク
	枚	組	本	足	個	膳	個	本
県	57,898	63,058	53,000	5,000	5,450		15,600	31,408
市町村	436,240	113,316	164,285	48,324	159,302	128,057	42,777	71,399
計	494,138	176,374	217,285	53,324	164,752	128,057	58,377	102,807

	ちり紙	子供用おむつ	大人用おむつ	生理用品	使い捨てトイレ	簡易トイレ	仮設トイレ
	ロール	枚	枚	枚	台	個	台
県	20,400	20,054	11,000	186,800	125,000	2,500	73
市町村	241,740	268,468	114,431	685,966	244,850	49,689	2,385
計	262,140	288,522	125,431	872,766	369,850	52,189	2,458

### 医薬品

	皮膚消毒剤	鎮痛剤	脱脂綿	ガーゼ	包帯	絆創膏	三角巾	油紙	湿布剤
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県	7,680		41,600	45,000	43,500		8,700	90,800	
市町村	41,283	5,026	54,051	169,665	74,587	72,312	50,054	5,327	25,521
計	48,963	5,026	95,651	214,665	118,087	72,312	58,754	96,127	25,521

		大人用感冒剤				備考
	人	人	人	人	<b>開</b> 写	MH 写
県						家庭用医薬品に関
市町村	52,916	3,766	3,135	3,153	県は、医療セットを43 個備蓄している。	し、県は業務委託契
計	52,916	3,766	3,135	3,153	四冊面している。	約を締結してる。

### 防災用資機材

	ろ水機	発動発電機	エアーテント	投光器		移動式炊飯器		担架ベット	車椅子	自転車
	台	台	台	式	枚	台	台	台	台	台
県	30	72	12	60	3,140	14	21	48	20	36
市町村	603	1,419	63	2,480	44,021	239	160	1,306	179	252
計	633	1,491	75	2,540	47,161	253	181	1,354	199	288

# 各市町村の備蓄状況

平成17年4月1日現在

	_	** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		主	食	(1 ) ^ 1	*1	子供用品 飲料水					
	ļ.	乾パン	米・アルファ米	缶詰主食	インスタント麺類	その他主食	<u>計</u>	調整粉乳 キログラム	ほ乳瓶本	貯水槽基	耐震性貯水槽 立法メートル	その他 立法メートル	<u>計</u> 立法メートル
	県	1,408,500	11,000	88	84	130,500	1,550,000	THYJA	2,400	巫	立はケートル	立はケートル	立法メートル
	市町村	1,641,681	1,119,117	162,641	7,318	212,893	3,143,650	3,375	19,634	189	15,187	53,150	68,337
	計	3,050,181	1,130,117	162,641	7,318	343,393	4,693,650	3,375	22,034	189	15,187	53,150	68,337
	さいたま市	370,274	175,277	15,111		1,404	562,066	401	2,040	1	60	14,560	14,620
	川口市	239,712	115,400	10,111		1,404	355,112	920	9,450		- 00	14,000	0
	鴻巣市		13,400				13,400			1	1,000		1,000
	上尾市	11,520	23,900	7,224		24,160	66,804			29	1,720	22	1,742
	蕨市	32,960	50,600			FF 200	83,560	211 70	1,200	5 7	1,000	11	1,011
中	戸田市 鳩ヶ谷市	6,090	50,000 4,700	2,400		55,208 4,700	105,208 17,890	70	100 167	15	700 1,500		700 1,500
央	桶川市	44,672	20,400	16,740		1,1 00	81,812			.0	1,000		0
	北本市	3,792	9,800				13,592						0
	八潮市	7 400	30,000	4.550		4.000	30,000		100	1	100	40	140
	伊奈町 吹上町	7,432 12,720	4,000 5,425	1,552		1,200	14,184 18,145	34	400			2	0
	川里町	3,000	1,500				4,500	34	400				0
	川越市	116,928	64,900	1,140			182,968			1	100		100
	所沢市		42,600	34,510			77,110			4	360		360
	飯能市	2,496	12,950	1,440	240	480	17,606	444	125	4	60		
	東松山市 狭山市	17,024 47,274	19,800 20,150				36,824 67,424	114 100	105 322	1 5	310		310
	入間市	6,456	11,670	2,900	100	14,784	35,910	100	OLL		0.0		0
	朝霞市	20,480	12,900				33,380		270	2	120		120
	志木市	4,352	29,600		2 - 1 -		33,952	268	400	13	1,227		1,227
	和光市 新座市	14,320 8,120	16,081 25,070	834	3,048	23,040	34,283 56,230	34	280			9	9
	富士見市	14,032	1,850		270	20,040	16,152	38	57	1	60		60
	上福岡市	,	,===	14,940			14,940		70	4	310		310
	坂戸市		11,000				11,000			0	0	3,000	3,000
西部	鶴ヶ島市	5,250	5,200	12,060		45.000	22,510 15,660			18	840	264	1,104
미	日高市 大井町	14,976	14,650	5,040		15,660 4,880	39,546		48				0
	三芳町	20,720	3,800	4,900		3,450	32,870		270				0
	毛呂山町						0						0
	越生町	4,096	6,068				10,164						0
	滑川町	2,816 640	1,260 550				4,076 1,190					2	0 2
	小川町	3,840	4,500				8,340		50			2	2
	都幾川村	0,010	1,000				0,0.0						0
	玉川村						0						0
	川島町	5,120	2,500	400		4 000	7,620		400				0
	吉見町 鳩山町	1,800 1,432	2,375 2,000	192 50		1,300	5,667 3,482	56 13	100			0	0
	東秩父村	1,402	2,000	30			0,402	10	20				0
	行田市	16,724	18,950			9,540	45,214						0
	加須市	25,000	20,000				45,000		070				0
	岩槻市 春日部市	31,500 98,596	17,600 4,000	3,960		21,000	53,060 123,596	68	370 320	1 8	60 720	21,700	90 22,420
	羽生市	9,888	4,500			6,659	21,047		320	2	80	1,464	1,544
	草加市		94,350		3,660		98,010		144			6	6
	越谷市	54,700	41,500	500			96,700	300	1,340	19	1,900		1,900
	久喜市 三郷市	9,280 57,420	13,450 17,000	7,416		2,028	24,758 81,836	100 75	150 600			4	0 4
	幸手市	76,800	8,000	3,840		3,240	91,880	210	440	4	400	8	408
=	吉川市	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2,000	.,.		.,	2,000		16	4	400		400
東部	騎西町	2,048	500				2,548						0
	南河原村北川辺町	2,400	2,400 1,440				4,800 1,440	9	30	2	60		60
	大利根町		1,440			7,200	7,200	9	30				0
	宮代町	19,840	2,976			.,200	22,816			3	220		220
	白岡町	5,288	2,400				7,688	7	150				0
	菖蒲町 栗橋町	6,744 3,369	8,000 100	900			15,644 3,469	178	300	4	260	1	1 260
	禁宮町	640	1,000	600		7,560	9,800			28	1,120		1,120
	杉戸町	42,000		6,845			48,845	140	200	4	360		360
	松伏町	2,132	3,150			2,200	7,482					-	
Н	庄和町 熊谷市	38,304 16,000	5,000	16,140			38,304 37,140	30		1	100 40	23	123 40
	熊台巾 本庄市	3,456	2,500	1,407		3,200	10,563	30		1	40		0
	深谷市	5,696	12,850	.,		0,200	18,546					12,000	12,000
	美里町						0						0
	児玉町						0						0
	神川町神泉村						0						0
北部	上里町	12,056	2,900				14,956						0
司)	大里村						0						0
	江南町	256	25				281						0
	妻沼町 岡部町	720	1,850				2,570						0
	川本町	4,000	1,000				4,000						0
	花園町	.,000	1,000				1,000					2	2
Ш	寄居町	17,920					17,920						0
	秩父市 塔海町	34,560	13,800				48,360						0
秩	横瀬町 皆野町						0						0
父	長瀞町						0						0
	小鹿野町						0						0
1	両神村						0						0

# 各市町村の備蓄状況

		生活必需品等   毛布   下着   タオル   靴下   簡易食器   はし   せっけん   ローソク   5j)紙  子供用おむつ 大人用おむつ  生理用品  使い捨てトイレ  簡易トイ												毎日し ノ1	/⊆÷⊼し / I	
		枚	組	本	足	個	<u>はし</u> 膳	個	本	ロール	枚	枚	枚	台	簡易トイレ個	仮設トイレ
	- 県 市町村	57,898 436,240	63,058 113,316	53,000 164,285	5,000 48,324	5,450 159,302	128,057	15,600 42,777	31,408 71,399	20,400 241,740	20,054 268,468	11,000 114,431	186,800 685,966	125,000 244,850	2,500 49,689	2,385
	計	494,138	176,374	217,285	53,324	164,752	128,057	58,377	102,807	262,140	288,522	125,431	872,766	369,850	52,189	2,458
	さいたま市	111,474	3,005	26,846		17,740	13,106	20,707	2,176	15,600	45,372	22,519	75,467	34,500	1,681	533
	川口市 鴻巣市	8,800 2,103	834	834	834				120		29,564 10,020	10,500 2,210	14,896 6,186	4,000	480 1,098	86 130
	上尾市蕨市	3,780 13,450	2,600	2,000	2,600		20,000		699	1,440 111,712	4,200 2,023	3,864 1,329	5,184 2,991	10,200	724 4,757	137
中	戸田市	6,000	10,900	7,650	10,000	12,700	4,500	5,000	5,000	5,000	14,718	2,668	26,362	6,000	11,000	73
央	鳩ヶ谷市 桶川市	4,020 6,202		870					4,192	306	2,022	12,900	840	4,500	1,030 1,820	44
	北本市 八潮市	1,330 5,410							450		1,872	1,440	8,400		788 400	101
	伊奈町	870	880	2,000	880				590						1,000	
	吹上町 川里町	1,431 300	1,760 300	600		4,000	4,000		4,992 600	432	11,674	897	8,660	300	506	9
	川越市 所沢市	16,770 12,000	4,400	13,630			13,000	6,930	465 900	33,040	16,628	2,700	23,368	13,000	6,246 5,375	121 110
	飯能市	3,530	7 400	11.000	7 400	2.000	0.700		960	4.500	156	576	6,252		300	5
	東松山市 狭山市	9,060 9,128	7,400 20,813	11,200 2,796	7,400	8,900 11,307	8,700 22,000	2,796	6,306 6,240	4,536 7,720	23,084	18,072	59,304		740 10	70
	入間市 朝霞市	850 13,090		30		700					2,160		4,080		620 345	29
	志木市	6,000	4.000	3,200	4.000	1,600	054	3,200	0.400	3,500	7,200	3,280	7,920	0.000	240	5
	和光市 新座市	4,000 2,160	4,606 1,000	8,521 2,560	4,606	1,501 1,270	351	262 320	2,166 500	3,402 800	2,000 437	1,008	3,300 224	2,000 2,400	71 580	1
	富士見市 上福岡市	8,927 4,800	10,800 6,000	10,500	6,000	6,000	6,000		3,861 1,850	2,000			9,120 88,200	4,700	290	18 53
西	坂戸市 鶴ヶ島市	2,350			0				,,,,,		948	474	25,200	0 41,500	17	0 260
部	日高市	3,330 3,110	3,600		0	3,000 5,500	3,000					474		1,200		8
	大井町 三芳町	2,052 2,940	1,564 2,000	1,000 2,000	400	4,800 1,134			1,000	2,300 1,056	8,166 10,080		4,000 10,200	27,600 2,100	119 52	12 25
	毛呂山町 越生町	120 500	150			2,500	5,000		200		1,120	150	750		100 50	
	滑川町	200	30			2,300			200		1,120	130	730		10	
	嵐山町 小川町	100 400					500		500						100	
	都幾川村 玉川村	100 300	100	400										50	100	5
	川島町	1,230	150			3,000										
	吉見町 鳩山町	890 600	300 300	2,016 300	300	100		300	200 60	200	6,440	1,720	10,080 1,250		50 300	25
-	東秩父村 行田市	1,600	1,660	1,000	1,000				3,960	2,304						62
	加須市岩槻市	1,000	2,400	1,000	2,400 8,600	1,000	1,000		2,019	660	10 720	6,360	5,000		1,000 780	34
	春日部市	9,876 14,197	8,600 2,100	31,400 2,100	0,000	20,400	20,400	1,900	12,065	7,900	18,720 2,100	2,120	15,552 1,050		260	60
	羽生市草加市	2,015 16,640	4,900			36,300			360 1,170	5,040	330	330	2,520	79,800	164 268	5 10
	越谷市 久喜市	65,000 8,000	1,200 900	5,000		12,500	5,000		75	21,500 680	4,536	870	220,200 800		196 1,670	111 38
	三郷市	5,130	104	8,000	904		0,000		168	96	8,730	1,800	7,700	44.000	520	16
東	幸手市 吉川市	2,656 4,200	5,860	1,000 102	1,000	1,800			2,000	1,364	10,560	4,784	1,510	11,000	2,289	36
部	騎西町 南河原村	800 480													1	
	北川辺町	580	450	450 2,800	450	600	500	200	400 400	200	900	600	600		90 50	4
	大利根町 宮代町	1,700 1,250	900						800	768			24,960		8	18
	白岡町 菖蒲町	1,450 150	600	600	600				609 1,000		3,148	1,660 1,646	1,840		430	12 4
	栗橋町 鷲宮町	290 55		200 700					50	720					60	12
	杉戸町	7,450		700					696	5,464	12,600	690	2,000		280	27
	松伏町 庄和町	1,050 4,260			200							544			72 4	15
	熊谷市 本庄市	4,227 870	150	5,000	150				1,000		3,600				100	33
	深谷市	3,039		2,680		950	1,000	1,162							80	20
	美里町 児玉町	50														
JI.	神川町神泉村	50														
北部	上里町	520														
	江南町	80														
	妻沼町 岡部町	700		1,200						2,000					7	
	川本町花園町	200													1	
	寄居町	2,000		1,400												
	秩父市 横瀬町	808 100									3,360	6,720			360	
秩父	皆野町 長瀞町	60														
1^	小鹿野町															
	両神村															

## 各市町村の備蓄状況

								医 薬	品					
	J	皮膚消毒剤 人	鎮痛剤 人	脱脂綿人	ガーゼ 人	包帯人	<b>絆創膏</b>	三角巾人	油紙人	湿布剤	火傷用軟膏	大人用感冒剤 人	小児用感冒剤 人	腸内防腐剤
	県 市町村	7,680 41,283	5,026	41,600 54,051	45,000 169,665	43,500 74,587	72,312	8,700 50,054	90,800 5,327	25,521	52,916	3,766	3,135	3,153
	計	48,963	5,026	95,651	214,665	118,087	72,312	58,754	96,127	25,521	52,916	3,766	3,135	3,153
	さいたま市	100		100	100	100	100	2,064		100				
	川口市 鴻巣市	7,600 240		7,600 240	7,600 240	7,600 240	7,600 240	7,600 240		7,600 240	7,600			
	上尾市	900		450	3,150	1,565	4,620	1,260						
中	藤市 戸田市	3,000	3,000	17,400	27,800	6,300	3,000	3,400	1,900	3,000	3,600	3,000	3,000	3,000
央	鳩ヶ谷市 桶川市	710 580	710	710 580	710	710 580	710 580	60 580		580	580	580		
	北本市	328		300	574	492	656	1,640		328	820	300		
	八潮市 伊奈町	219			3,650	4,015	14,600				8,760			
	吹上町 川里町	60		30	60	138	30	60						
	川越市	3,300		3,300	3,300	3,300	3,300	4,270 3,300			3,300			
	飯能市									0.400	0,000			
	東松山市 狭山市	3,100 160		3,100 2,375	3,100 4,750	3,100 5,170	3,100 5,640	3,100 2,020		3,100 1,128	5,640			
	入間市 朝霞市	3,000		92	1,500 1,850	100 50	382	100 740						
	志木市	1,150		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150		1,150	1,150			
	和光市 新座市	340 900		136 1,548	510 3,870	4,760 3,267	2,448 1,548	422 500						
	富士見市 上福岡市	180 550		72 275	270 110	2,520 121	1,296 440	2,040 220		264	550			
_	坂戸市	750		750	750	750	750	750		0				
西部	鶴ヶ島市 日高市	51		25	255	510	340	136		204				
	大井町 三芳町	1,200		36 1,200	36 1,200	432 1,200	360 1,200	96 1,200	1,200	1,200	1,200			
	毛呂山町									,	,			
	越生町 滑川町	180	12	90 15	450 15	27 15	200 30	180	12	15	36	51	30	48
	嵐山町 小川町	20		20	20	20	20	10	20	20				
	都幾川村 玉川村	5	5	5 25	5 45	3 100	3 40	3 2		5				
	川島町						40	2						
	吉見町 鳩山町			6,000	6,010	5,000								
	東秩父村	10	4	10 1,650	10 1,650	10 1,650	24 1,650	2 660						
	行田市 加須市	919		232	3,240	1,660	4,176	514	200	500	300			
	岩槻市 春日部市	1,900 1,340	500	1,900 670	1,900 67,000	1,900 402	1,900 1,072	1,900 1,340	500	1,900	500			
	羽生市	200	50		500	1,325	10	300	50	120	600	50		
	草加市 越谷市	50 5,500	50	50	50 11,000	3,300	50	50 2,200	50	50	50 1,375	50	50	50
	久喜市 三郷市	400 120	400	400 250	5,000	400 3,000	400 2,200	2,000	400	2,400	12,000			
	幸手市	90	100	180	1,800	770	360	750		900	3,000			
東部	吉川市 騎西町	320	160	120	600	2,520	2,160	240			180			
ш	南河原村北川辺町	50 240		50 240	50 240	50 240	50	75 240	50	50				
	大利根町	20	50	15	150	300	200	200	F0	120	F0	F0	F0	F0.
	宮代町 白岡町	50 800	50	50	50 800	50 800	50 800	50 800	50 800	50	50 800	50	50	50
	菖蒲町 栗橋町	50	20	100	50	50	300	10	30	50		30		
	鷲宮町 杉戸町	15 140		15	150 500	300	200	100		100				
	松伏町	38		200	350	250	552	152		192	720			
	庄和町 熊谷市	150		150 200	150 200	150 200	150 200	150 200		150				
	本庄市 深谷市				220	230	50	360						
	美里町				220	250	30	300						
	児玉町 神川町													
北	神泉村 上里町	15	15	15	15	15	15	15	15	5	5	5	5	5
部	大里村			22	22	25		20						
	江南町 妻沼町			60	60	60		60						
	岡部町 川本町													
	花園町	140		70	250	1.470	1 200	140						
$\vdash$	寄居町 秩父市	100	100	70 100	350 100	1,470 100	1,260 100	140	100		100			
秩	横瀬町 皆野町													
父	長瀞町													
	小屁野叫 両神村													

## 各市町村の備蓄状況

	-	7 ¬レ+蛛	ZΣ 重h ZΣ 尋互 ₩₩	T7 = \(\)	+A N/ 88		<b>資機材等</b>	フレーッチャ	担架ベット	車椅子	白紅市
		ろ水機 台	発動発電機 台	エアーテント 台	投光器 式	ブルーシート 枚	移動式炊飯器	ストレッチャー 台	担保ハット	<b>単何</b> 丁 台	自転車
	県 市町村	30 603	72 1,419	12 63	2,480	3,140 44,021	14 239	21 160	48 1,306	20 179	36 252
	計	633	1,419	75	2,540	47,161	253	181	1,354	199	288
	さいたま市	55	211		361	2,167	22		285	79	
	川口市	24	30		54	1,108					
	選巣市 上尾市	13 21	1 64	3	49	200 40	12		126		
	蕨市	10	32		49	3,510					
中	戸田市 鳩ヶ谷市	8 18	30 14		10	1,508 12	6		28 28	3	7
央	桶川市	36	10		7	590	0		20	3	
	北本市	14	20		40	20					
	八潮市 伊奈町	4	7		13	425		21			
	吹上町				4	220	4				
	川里町川越市	3 10	3 189		662	6,110	11				
	所沢市		11	2	22	872			110	61	
	飯能市 東松山市	19	19		38	570 5,510	3	53	40		3
	狭山市	10	37	2	44	1,226	6		92		5
	入間市 朝霞市	7 9	13		30 20	10 71	19		5 18		
	志木市	5	2		2	235			50		66
	和光市 新座市	8	11 19	24	13 15	242 166	26	55	36		14
	富士見市	6	20	21	22	140	24		18	18	39
	上福岡市 坂戸市		11 44		22 44	55	11		22 0		
西	鶴ヶ島市	27	19		20	650			0		
部	日高市 大井町	13	30		30	440 120					
	三芳町	6	8		16	120	2		20		
	毛呂山町 越生町	5	10		20	150	5				
	滑川町	3	2		20	30	1		2		
	嵐山町 小川町	1	2		2	15 100	4		2		
	都幾川村	50	1		3	3					
	玉川村 川島町	1 3	2		10	20 50	2			2	
	吉見町	4	4		3	30	2		1		
	鳩山町 東秩父村		2			40			2		
	行田市	23	25		50	230	1	12			
	加須市岩槻市	12	21 54		21 14	4,000	8				
	春日部市	43	38		9	4,000	16		85		
	羽生市 草加市	7	10 75	2	14 150	1,083		4	183		115
	越谷市	8	70	1	201	6,000	2	4	103		113
	久喜市 三郷市	11	11 43		11 64	110 3,135	2		21	10	
	幸手市	11	16		14	20	13		13		
東	吉川市 騎西町	3	36		106	744			17		2
部	南河原村	2	2		2				6		
	北川辺町 大利根町		1			160					
	宮代町	4	8		15	80	18		18		
	白岡町 菖蒲町	2	11 5		29 14	727 20	5		15		1
	栗橋町					255					
	鷲宮町 杉戸町	18 15	33	8	2 44	49	8		32	1	
	松伏町	5	13	3	28	28		5	JZ		
$\vdash$	庄和町 熊谷市	5	3		10	40			28		
	本庄市								20		
	深谷市 美里町	6	33		39	98					
	児玉町										
l	神川町神泉村		2		2						
北部	上里町										
115	大里村 江南町										
	妻沼町	1									
	岡部町 川本町		4		2	3	2				
	花園町		1								
	寄居町	7	7		7	130		10	1		
	横瀬町	1	2			130		10	- '		
秩父	皆野町 長瀞町		2							5	
^	小鹿野町		2							5	
	両神村										

### 災害拠点病院・救命救急センター・感染症指定医療機関・周産期母子医療センター

高度救命救急センター:特に広範囲熱症、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れ 基幹災害拠点病院:研修施設あり 総合周産期母子医療センター:常時受入体制を有し、合併妊娠症、胎児異常等ハイリスク妊娠に対する周産期医療を行うことができる 1種感染症指定医療機関:エポラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、天然痘、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱及び2種以下の感染症を対象とする。 2種感染症指定医療機関:コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性灰白髄炎、ジフテリア及び3種以下の感染症を対象とする。

NO.	医療機関名	救命 救急 センター	災害 拠点 病院	感染症 指定 医療 機関	周産期 母子 医療 センター	所在地	電話番号
1	川口市立医療センター		基幹		地域	川口市西新井宿180	048-287-2525
2	自治医科大学附属大宮医療センター		地域			さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
3	埼玉医科大学総合医療センター	高度	地域		総合	川越市鴨田1981	049-228-3400
4	北里研究所メディカルセンター病院		地域			北本市荒井6-100	048-593-1212
5	埼玉県済生会栗橋病院		地域	2種		北葛飾郡栗橋町大字小右衛門714-6	0480-52-3611
6	深谷赤十字病院		地域	2種	地域	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
7	さいたま赤十字病院		地域			さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
8	獨協医科大学越谷病院		地域			越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
9	防衛医科大学校病院					所沢市並木3-2	042-995-1511
10	独立行政法人国立病院機構西埼玉病院				地域	所沢市若狭2-1671	042-948-1111
11	埼玉医科大学病院			1種	地域	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111
12	さいたま市立病院			2種	地域	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
13	東松山市立市民病院			2種		東松山市大字松山2392	0493-24-6111

#### 資料3-3

### 県内の血液センター

NO.	血液センター	所在地	電話
1	埼玉県赤十字血液センター	埼玉県日高市高萩1370-12	042-985-6111
2	埼玉県伊奈赤十字血液センター	埼玉県伊奈町小室790	048-722-1211
3	埼玉県熊谷赤十字血液センター	埼玉県熊谷市奈良新田398-1	048-525-1330

### 救援の程度、方法 (厚生労働省告示第343号) 資料3-4

厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号) 第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律によ る救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

平成16年9月17日

厚生労働大臣 坂口 力

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項 の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、 厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

- 第 2 条 法第 7 5 条第 1 項第 1 号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
- (1) 避難所
  - イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
  - ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用 することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
  - 八 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
  - 二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を 設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のた め支出できる費用は、次に掲げるところによること。
    - (1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 2,433,000 円以内とすること。
    - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり 300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
  - ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
  - へ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上 特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
  - ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文及び第3項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- (2) 応急仮設住宅
  - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった 後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自ら の資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
  - ロ 一戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,433,000 円 以内とすること。
  - ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

- 第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
  - (1) 炊き出しその他による食品の給与
    - イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
    - ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
    - ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり 1.010 円以内とすること。
- (2) 飲料水の供給
  - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対し て行うものであること。
  - ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における 通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

- 第5条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 被服、寝具及び身の回り品
  - 口 日用品
  - ハ炊事用具及び食器
  - 二 光熱材料
- (3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

	1人世帯の	2人世帯の	3人世帯の	4人世帯の	5 人世帯の	世帯員数が6人以
季 別	額	額	額	額	額	上1人を増すごと
						に加算する額
夏季	17,300 円	22,200 円	32,700 円	39,100 円	49,600 円	7,200 円
冬季	28,500 円	36,800 円	51,400 円	60,300 円	75,600 円	10,300 円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

- 第 5 条 法 第 7 5 条 第 1 項 第 4 号 の 医 療 の 提 供 及 び 助 産 は 、 次 の 各 号 に 定 め る と こ ろ に よ り 行 う こ と と す る 。
- (1) 医療の提供
  - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処 置するものであること。
  - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。
  - ハ 次の範囲内において行うこと。
  - (1) 診療
  - (2) 薬剤又は治療材料の支給
  - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
  - (4) 病院又は診療所への収容
  - (5)看護
  - 二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。
- (2) 助産
  - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
  - ロ 次の範囲内において行うこと。
  - (1) 分べんの介助
  - (2) 分べん前及び分べん後の処置
  - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
  - ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産 師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

- 第 6 条 法第 7 5 条第 1 項第 5 号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行う こととする。
- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- (2) 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

- 第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - (1) 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
  - (2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
    - イ 棺(附属品を含む。)
    - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
    - ハ 骨つぼ及び骨箱
  - (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 193,000 円以内、小人 154,400 円以内とすること。 (電話その他の通信設備の提供)
- 第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより

行うこととする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- (2) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- (3) 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費 又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。 (武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)
- 第 9 条 法 第 7 5 条 第 1 項 第 8 号の規定に基づく令第 9 条 第 1 号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった 後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない 者に対して行うものであること。
- (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 519,000 円以内とすること。

(学用品の給与)

- 第 1 0 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 2 号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。) に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ教科書

- 口 文房具
- 八 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
  - イ 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に 規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用し ている教材を給与するための実費
  - 口 文房具費及び通学用品費
  - (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
  - (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
- (4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

- 第 1 1 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 3 号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
- (1) 死体の捜索
  - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力 攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推 定される者に対して行うものであること。
  - ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- (2) 死体の処理
  - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
  - ロ 次の範囲内において行うこと。
  - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - (2) 死体の一時保存

- 3 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする こと。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

- 第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
  - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 137,000 円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

- 第 1 3 条 法第 7 5 条第 1 項 各 号 に 掲 げ る 救 援 を 実 施 す る に 当 た り 必 要 な 場 合 は 、 救 援 の た め の 輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費 を 支 給 す る こ と が で き る 。
- (1) 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ飲料水の供給
  - 口医療の提供及び助産
  - 八被災者の捜索及び救出
  - 二 死体の捜索及び処理
  - ホ 救済用物資の整理配分
- (2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 県内火葬場一覧

	名称	所在地	電話番号	構成市町村
1	浦和斎場	さいたま市桜区大字下大久保1523-1	048-855-6246	さいたま市
2	大宮聖苑	さいたま市見沼区染谷2 - 350 - 1	048-682-2800	さいたま市
3	川越市斎場	川越市旭町1-20-9	049-242-2739	川越市
4	所沢市斎場	所沢市北原町1282	0429-93-9931	所沢市
5	埼玉西部広域事務組合 広域飯能斎場	飯能市大字飯能948-3	042-974-4560	飯能市、狭山市、日 高市
	広域静苑組合 越生斎場	越生町大字鹿下338-6	049-292-5955	越生町、毛呂山町、 鶴ヶ島市、鳩山町
	比企広域市町村圏組合 東松山斎場	東松山市松山町2-8-32	0493-22-4279	東松山市、滑川町、 嵐山町、小川町、都 幾川村、玉川村、川 島町、吉見町、東秩 父村
	秩父広域市町村圏組合 秩父斎場	秩父市大字大宮5361-2	0494-23-2489	秩父市、横瀬町、皆 野町、長瀞町、小鹿 野町、両神村
9	熊谷市立葬斎 (メモリアル彩雲)	熊谷市大原2 - 1 - 1	0485-21-0021	熊谷市
10	深谷市·岡部町 共同事務組合深丘園	岡部町大字山河397-1	0485-85-2900	深谷市、岡部町
11	児玉郡市広域市町村圏 組合立斎場 (児玉聖苑)	美里町大字木部537-4	0495-76-1881	本庄市、美里町、児 玉町、神川町、上里 町、神泉村
12	行田市斎場	行田市大字佐間1751	0485-59-1996	行田市
13	羽生市斎場	羽生市東3-42-2	0485-61-0436	羽生市
14	聖典株式会社谷塚斎場	草加市瀬崎町1839	0489-22-2342	-
15	広域利根斎場組合	加須市川口4 - 3 - 5	0480-65-8234	加須市、久喜市、幸手市、栗橋町、騎西町、大利根町、菖蒲町、北川辺町、鷲宮町、宮代町
16	埼葛斎場組合斎場	春日部市大字内牧1431	048-752-3441	春日部市、岩槻市、 蓮田市、白岡町、杉 戸町、庄和町
17	越谷市斎場	越谷市東町4-35	0489-86-7386	越谷市
18	三郷市斎場	三郷市茂田井15	0489-52-5885	三郷市
19	吉川市斎場	吉川市大字平沼959-1	048-981-6933	吉川市
	埼玉県央広域事務組合 県央みずほ斎場	川里町境1143	048-569-2800	桶川市、北本市、鴻 巣市、吹上町、川里 町
21	上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市大字瓦葺150	048-720-7870	上尾市、伊奈町

収 用 第 号

> 公 書 用

> > 住 所氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項

収用する。

(理由)

月 日 年

埼玉県知事

印

収用すべき物質 の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

保管第 号

公 用 令 書

住 所氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第3項

第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり保管を

第 183 条において準用する第 81 条第 3 項 第 183 条において準用する第 81 条第 4 項

命ずる。

(理由)

年 月 日

埼玉県知事

印

保管すべき物質の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

使用第 号

公 用 令 書

住 所氏名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 第183条において準用する第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋

又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

埼玉県知事

印

名	称	数量	所 在 場 所	範 囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

取消第 号

> 用 取 消 令 公 書

> > 住 所氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項

第81条第3項

第 81 条第 4 項

第82条

第 183 条において準用する第 81 条第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 公 用 令 書 ( 年

第 183 条において準用する第 81 条第 3 項

第 183 条において準用する第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 82 条

第 号)に係る処分を取り消したので、武力 月 日 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 52 条において準用する第 16 条 の 規 定 に よ り 、 こ れ を 交 付 す る 。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

> 埼玉県知事 印

Νo						
----	--	--	--	--	--	--

所属年度	文書番号	年月日	受信者	備考
	1	i		

Νo		
IN O		

所属年度	文書番号	年月日	受信者	備考
771123 1 12	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1731	\(\frac{1}{1}\)	THE 5
			_	

Νo		
IN O		

所属年度	文書番号	年月日	受信者	備考
	人自由う	<b>-</b> 73 <b>u</b>	ZIII	E #1

Νo		
IN O		

所属年度	文書番号	年月日	受信者	備考
111129 112	, Ada J	1731	\(\frac{1}{1}\)	THE 5

### 安否情報報告書

 報告日時:
 年
 月
 日
 時
 分

 市町村名:
 担当者名:

												-		
避難住民に該当 するか否かの別	武力攻撃災害により死 亡し又は負傷した住民 に該当するか否かの別	同意の 有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住 所	国籍	その他個人を識 別 するための情報	居所	負傷又は疾病 の状況	連絡先その他安 否の確認に必要 と認められる情 報	備	考

#### 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には 「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」 欄に「死体の所在」を記入すること。

#### **様式第2号**(第2条関係)

### 安否情報照会書

	総務大臣 道府県知事)	殿							年	月	日
	<sub>但的乐和争力</sub> 市町村長)	<b>兴</b> 文									
			申	請者	<u> </u>						
				<u>住</u>							
				<u>氏</u>	名						
下	記の者につ	いて、i	<b>式力攻</b>	撃事態:	等にす	おける	国民	の保	護の <i>1</i>	こめの!	措置
に関	する法律第	9 5 条 第	<b>第1項</b> (	カ規定	に基1	ブき、	安否	情報	を照る	会しま <sup>っ</sup>	す。
Ŗ	照会をする理	∄由									
1	<b>带</b>	考									
照会	氏	名									
に係る	フリガ	i ナ									
照会に係る者を特定するために必要な事項	出生の年	月日									
定する	男女の	別									
ために	住	所									
必要な	国 (日本国籍を有しない	籍者に限る。)									
事頃	その他個人を	E識別す									
* <u>/</u>	るための情報	ਤੋ									
l	申請者の確	筆 認									
1	備	考									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 印の欄には記入しないこと。

#### **様式第3号**(第3条関係)

### 安否情報回答書

	殿				年	月	日
年月		+ ~ ~	<u>۸</u> ۳:	あった安否情	(都道 (言	総務大臣 道府県知事 市町村長)	)
とおり回答します		<b>,</b> C 照 ·	<del>∠</del> /J· (	の ノに 又 口 旧		) (i C \	
避難住民に該当する; の別	か否か						
武力攻撃災害によりを 又は負傷した住民に るか否かの別							
	住	所					
照会に係る者	氏	名					
	フリ	ガナ					
出生の年月日				男女の別			
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)				その他個人を識別す るための情報			
居 所				負傷又は疾病 の状況			
連絡先その他安否 の確認に必要と認 められる情報			,	·			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

## 生活関連等施設の定義

種別	施設	根拠法令	施設の利用者または 利用する事業	規模	その他の定義
電気	発電所	電気事業法	電気事業者(同法同 条同項第10号)及び 卸供給事業者(同法	最大出力5万キロワッ ト以上	
电XI	変電所	第2条第1項	同条同項第12号)が 利用する	使用電圧10万ボルト 以上	
ガス	ガス発生設備 ガスホルダー ガス精製設備	ガス事業法 第2条第13項	簡易ガス事業を除く 簡易ガス事業(同法同 条第3項) 高圧ガス又は液化石 油ガスの集合、気化装 置の付いた容器を用い てガスを発生させ、導管 により団地内の個々の 住宅まで(供給地点70 以上)ガスを供給する事 業		
水道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	水道法	水道事業(同法第3条 第2項)及び水道用水 供給事業(同法同条 第4項)の用に供する	1日につき供給能力 10万立方メートル以 上	
鉄道·軌道	鉄道施設	鉄道事業法 第8条第1項	鉄道又は軌道を利用 する旅客の乗降、待 合いその他の用に供	1日当たりの平均利 用者数10万人以上	
	軌道施設	軌道法	するもの	日数   ・	
電気通信	交換設備	電気通信事業法	電気通信事業者(同 法第2条第5号)がそ の事業の用に供する もの	利用者の電気通信設 備及び移動端末設備 (共に3万以上)と接 続される伝送路設備 と接続されるもの	
放送局	無線設備	放送法 第3条第3号	1.日本放送協会又は一般放送事業者(同法第2条第3号の3)が国内放送を行う 2.他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、同時に再送信する放送を主として行うもの以外		
河川管理 施設	ダム	河川管理施設等 構造令第2章		基礎地盤から提頂ま での高さが15メート ル以上	土砂の流出を防止 し、及び調節するため に設けるダム以外

## 危険物質等の定義

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考	
危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定数量以上 のもの	指定数量以上の貯蔵及び取扱の 場所に関しては、許可が必要	
	酸化性個体 (塩素酸塩類など)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Kg、300Kg、1000Kg の3段階	
	可燃性固体 (赤りん、硫黄など)	第2類		危険物の種類に応じて、 指定数量:100Kg、500Kg、1000Kg の3段階	
	自然発火性物質及び 禁水性物質 (カリウム、ナトリウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 300Kgの4段階	
	引火性液体 (石油類、アルコールなど)	第4類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Lから10000Lまでの8 段階	
	自己反応性物質 (ニトロ化合物など)	第5類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 100Kgの4段階	
	酸化性液体 (過酸化水素水など)	第6類		指定数量:300Kg	
毒物及び劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物取締法 第2条第1項 同法別表第1	・医薬品及び医薬部外品以外 (同法第2条) ・以下の者が取り扱うもの (令第28条第2号) 毒物劇物営業者	毒物劇物営業者(登録制) :製造業者、輸入業者、販売業者 業務上取扱者	
	劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2	(同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1項) 業務上取扱者 (同法施行令第41条)	金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業	
火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第1号		製造、販売、貯蔵はそれぞれ、許可を受けた製造施設、販売所、火薬庫で行わなければならない。	
	爆薬	同法同条同項第2号		許可権者 製造:経済産業大臣 販売:知事 許可:知事	
	火工品	同法同条同項第3号			
高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	(同法第3条:適用除外) ・高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気 ・鉄道車両のエヤコンディショナー内 ・船舶内、鉱業を行うための設備 内 ・航空機内 ・電気工作物(発電用のもの)内 ・原子炉及びその付属施設内 ・災害の発生のおそれのないもの で政令で定めるもの	製造及び貯蔵所(容積300立方メートル以上)の設置は知事の許可又は届出が必要(許可、届出の別はガス種及び容積による)販売は、販売所ごとに知事への届出が必要	
核 <u>燃料</u> 物質及 びこれによって 汚染されたもの		原子力基本法 第3条第2号	次の者が所持するもの ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等 ・当該事業者等から運搬を委託された者 ・受託貯蔵者	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 精錬事業者 加工事業者 原子力船運行者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者	
核 <u>原料</u> 物質		原子力基本法 第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に 届出が不要なもの(核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律)以外のすべて		
放射性同位元 素及びこれに よって汚染され たもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律 第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32 条)が所持するもの		

## 危険物質等の定義

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
	毒薬	薬事法 第44条第1項	  -  薬局等開設者(同法第46条第1	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者
毒薬及び劇薬	薬事法 劇薬 第44条第2項			医薬品の製造業者 輸入販売業者 販売業者
高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	電気事業法第38条第3項の電気 工作物(発電用のものに限る)内	
生物剤及び毒 素	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及 び毒素兵器の開発、生 産及び貯蔵の禁止並び に廃棄に関する条約等 の実施に関する法律 第2条第1項		生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入っ て増殖する場合にこれらを発病、 死亡、枯渇させるもの又は毒素を 産出するもの
	毒素	細菌兵器(生物兵器)及 び毒素兵器の開発、生 産及び貯蔵の禁止並び に廃棄に関する条約等 の実施に関する法律 第2条第2項	業として取り扱う者が取り扱うもの	毒素(同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って 増殖する場合にこれらを発病、死 亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、そ の構造式がいずれかの毒素の構 造式と同一であるものを含む
毒性物質		化学兵器の禁止及び特 定物質の規制等に関す る法律 第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者 (同法第7条第1項) ・許可使用者 (同法第12条) ・承認輸入者 (同法第15条第1項第2号) ・廃棄物義務者 (同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条 第1項から第3項及び第27条)、 使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第27条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

## 危険物等取扱者に対する措置について

危険物質	措置の主体	措置の対象	措 置	備考
	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送 取扱所において取り扱うもの	1.製造、引渡、貯蔵、移動、	
危険物 (令第28条第1号)	知事	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取 り扱われるもの	運搬、又は消費の一時禁止 又は制限 2.所在場所の変更又はそ	南河原村のみ適用
	市町村長	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱 われるもの	の廃棄	
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣 一部の業者につ いては知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの		保健所を設置する市
	知事 (店舗の所在地が 保健所を設置する 市にある場合は 市長)	販売業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止 又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、 運搬、又は消費の一時禁止 又は制限	さいたま市川越市
	厚生労働大臣 及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの	3.所在場所の変更又はその廃棄	業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業(5トン車以上) しろあり防除業
	経済産業大臣	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部 若しくは一部の使用の一時 停止(火薬類取締法第45条 第1号)	
火薬類 (令第28条第3号)		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は 制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又 は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	廃棄した火薬類の収去(同 法同条第4号)	
	経済産業大臣 又は知事	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種 貯蔵者、第二種貯蔵所、販 売所または特定高圧ガスの 消費のための施設の全部又 は一部の使用の一時停止 (高圧ガス保安法第39条第 1号)	
高圧ガス (令第28条第4号)		第一種製造者 第二種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 販売業者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所 有者又は占有者	破棄又は所在場所の変更 (同法同条第3号)	

### 危険物等取扱者に対する措置について

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備 考
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除〈)か ら貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質	
	文部科学大臣	使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)か ら貯蔵を委託された者	に汚染された物による災害 を防止するための必要な措 置(核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に関す る法律第64条第3項)	
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬に係る場合 鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車 及び軽車両による運搬であって、運搬す るもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	文部科学大臣	下記以外	1.取扱所の一時使用停止 又は制限(全部及び一部)	
	経済産業大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律に規定する精錬事業 者が所持するもの	2.製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3.所在場所の変更又はその廃棄	
放射性同位元素及びこれ によって汚染された物 (令第28条第7号)	文部科学大臣	使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者からから運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置 (放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
	厚生労働大臣	下記以外		
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣 及び知事	知事の処分を受けている者が所持するも の		知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的 とされるもの	  1.取扱所の一時使用停止  又は制限(全部及び一部)	
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内	2.製造、引渡、貯蔵、移動、 運搬、又は消費の一時禁止	事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素 に係る事業を所管 する大臣		又は制限   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

### 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

放射線物質に関する指導、助言を得ることができる機関

文部科学省原子力安全課 原子力規制室 電話 03(6734)4036

経済産業省原子力防災課 電話 03(3501)1637

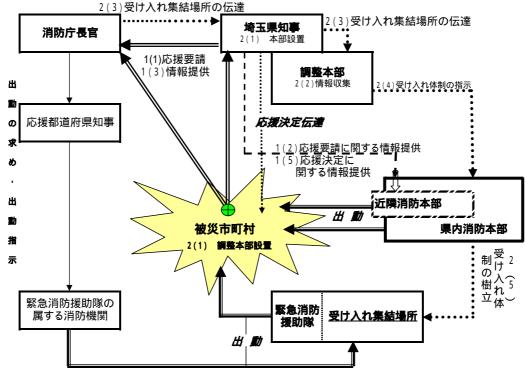
放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

放射線医学総合研究所 緊急被爆医療センター 電話 043(251)2111(代) 内線555,466

### 緊急消防援助隊受援体制フロー

### ← → 応援側 受援側

1(4)応援決定の伝達



### 緊急消防援助隊受援手順

#### 1 応援要請

(1)応援要請

知事から消防庁長官への応援要請 (様式1-1)

被災市町村長の要請あり(通常) 被災市町村長の要請なし(緊急の場合) 被災市町村長から消防庁長官への 応援要請(知事と連絡が取れない場合)

- 知事への報告(様式1 2) (2)応援要請に関する県内消防機関への
- 情報提供(様式1-3) (3)受け入れ集合場所候補地等に関する
- 消防庁への情報提供
- (4)消防庁からの応援決定の伝達
- (5)応援決定に関する各消防本部への情報提供(様式1-3)

#### 2 受け入れ

(1)調整本部の設置

被災市町村による設置

県による設置

(被災地が複数の市町村である場合)

(2)緊急消防援助隊の活動地域の決定に必要な

#### 情報の収集

- ·県内各消防機関、警察、自衛隊の活動状況の収集
- ・被災状況の収集
- (3)消防庁からの受け入れ集結場所の伝達
- (4)消防機関への受け入れ体制の指示
  - ·受け入れ集結場所を管轄する消防本部への 指示
  - ・調整本部が指定する消防機関への指示
- (5)指示を受けた消防本部及び消防機関による 受け入れ体制の樹立
- (6)指示を受けた消防本部及び消防機関による 情報提供
  - 被災地までの到着ルート
  - ・活動に必要な情報

### 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害(第 報)

 平成
 年
 月
 日
 時
 分

 埼
 玉
 県

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
- (1)発生日時 平成 年 月 日 時 分
- (2)発生場所 市(町村) 町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

	人的被害			住 家	被害		
市町村名	死者	行方	負傷者		全壊 半壊		その他
		不明者	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況